

# 功 労 者 表 彰 規 程

特定非営利活動法人神奈川県レクリエーション協会

(目 的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人神奈川県レクリエーション協会（以下「本協会」という。）定款第 3 条に基づいて、レクリエーションの普及・振興に努め、多大な貢献をした会員等を表彰することを目的とする。

(選考基準)

第 2 条 被表彰者の選考基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 10 年以上、本協会の会員として在籍し、現在も活動していること。
- (2) 本協会に加盟する団体（地域、種目、領域）の構成員として 10 年以上在籍し、現在も活躍していること。
- (3) 前各号の規定にかかわらず、会長が特に認めたもの。

(推 薦)

第 3 条 本協会理事長又は加盟団体の代表は、前条各号に該当すると認められる者があるときは、推薦書（第 1 号様式）を作成し、会長に提出する。

(選考委員会)

第 4 条 会長は、前条により推薦された者については、選考委員会に諮り決定する。

2 選考委員会は、会長が委嘱する者若干名をもって構成する。

(表彰式)

第 5 条 表彰の時期は、理事会に諮り会長が決定する。

(規程の変更)

第 6 条 この規程は、理事会の承認を経て変更することができる。

附 則

この規程は、平成 11 年 11 月 20 日から施行する。

この規程は、平成 13 年 11 月 17 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。